

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の同社C営業所に配属され、バス運転手として就労していたところ、平成〇年〇月〇日、車椅子の降車用スロープを引き出そうとした際、左手親指を負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同月〇日、D病院に受診し「左母指捻挫」（以下「本件傷病」という。）と診断され、通院による療養を継続し、平成〇年〇月〇日には、E病院に転医し、通院加療を続けた。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間は、療養のため労働することができないと認め、これを支給する旨の処分をしたが、同年〇月〇日から同年〇月〇日までの間は、軽作業が可能であるとして、通院日のみこれを支給し、また、本件傷病は同年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）しているとして、同年〇月〇日以降については、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却

したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間における休業補償給付の請求に対し、同年〇月〇日から同年〇月〇日までの間は、通院日のみこれを支給し、同年〇月〇日以降については、本件傷病は同年〇月〇日をもって治ゆしているとして、これを支給しない旨の処分をした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の本件傷病について、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「保存療法が選択されているところからみると、受傷後約〇週間の休業は妥当なものであるが、平成〇年〇月〇日以降の休業は認められない。」と述べており、G医師も、平成〇年〇月〇日付け鑑定書において、「捻挫程度の関節損傷は数週の経過で外傷反応は消退し、1カ月程度で復職可能となるのが通常である。」と述べている。

一方、H医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、「〇月〇日から約〇日間の安静加療が必要で、乗務に影響を及ぼすため休業を要する見込みである。」と述べ、I医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、「〇月〇日より引き続き同月末までの運転業務を禁止する。」と述べている。さらに、J医師は、平成〇年〇月〇日付けの「請求人の病状経過について」と題する書面において、請求人の症状について、受傷後〇か月以上経過して母指の拘縮が生じていること、母指の疼痛過敏が認められる旨述べ、また、請求人の復職につ

いて、軽作業がないために復職が実現できていない旨述べている。

H医師、I医師及びJ医師の意見は、請求人がバスの運転の業務に復帰できるほど病状が改善していないこと、複合性局所疼痛症候群（以下「CRPS」という。）と考えられる強度の疼痛を合併していることを請求人が休業の継続を要し、治ゆに至らない主な理由として挙げていると思料される。

しかしながら、労災保険法第14条に定める休業補償給付の支給の要件である「労働することができない」とは、労働者が負傷する直前に従事していた種類の労働をすることができない場合だけではなく、一般に労働不能であることを意味しているものであるから、請求人が負傷する直前に従事していたバスの運転の業務をすることができないことをもって請求人の休業の継続を認めることはできない。

また、J医師は、請求人がCRPSを合併している旨述べているが、その客観的根拠としては、関節拘縮にしか言及していない。この点、G医師は、鑑定書において、診療録や他の書面にもCRPS時に発症する臨床所見の記載はないと述べており、当審査会としても、請求人がCRPSに罹患しているとは認められないと判断する。

(2) 以上からみると、当審査会としても、各医師の見解に加え、請求人の受傷状況や傷病の程度に鑑み、F医師及びG医師の意見は妥当であり、したがって、請求人に平成〇年〇月〇日以降の通院日以外の休業が必要であるとは認められず、本件傷病は同年〇月〇日をもって治ゆしていると判断するものである。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。